

# 就職支援金

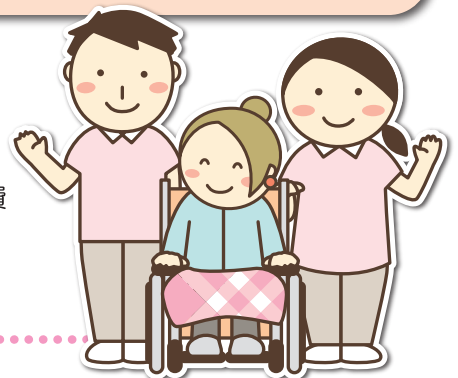
## 貸付のご案内

一定の研修を修了し、初めて障がい福祉分野のお仕事に従事される方に対し、就職準備のための費用をお貸しします。福岡県内の障がい福祉サービス等を提供する事業所若しくは施設等で、2年間継続して障がい福祉職員の業務に従事した場合は、返還が全額免除されます。

### 使用例

- 子どもの預け先を探す際の活動費
- 介護に係る講習会参加費、参考図書購入費
- 障がい福祉職員として働く際に必要となる被服費
- 敷金、礼金又は転居費など転居に伴う費用
- 通勤用の自転車やバイクの購入費

※生活費補填は不可



### 対象者

次の要件を全て満たす方が対象です。

- 1 福岡県内の障がい福祉サービス等を提供する事業所若しくは施設等に、障がい福祉職員（主たる業務が直接支援の業務である職員）として就労する方若しくは就労するに至った方 ※1
- 2 次のいずれかの研修を受講し修了した方 ※2
  - 介護職員初任者研修 ●介護福祉士実務者研修 ●居宅介護職員初任者研修
  - 障害者居宅介護従事者基礎研修
  - 重度訪問介護従業者養成研修（基礎、統合及び行動障がい支援いずれかの課程と応用）
  - 同行援護従業者養成研修（基礎と応用） ●行動援護従業者養成研修
- 3 初めて障がい福祉職員として就労する方
- 4 再就職準備金又は介護分野就職支援金のほか、同種の貸付を受けたことがない方

※1 裏面を御確認ください。

※2 就職前に研修を修了していることが前提です。ただし、就職と同時に研修を受講する場合、研修修了後に修了証の写しを指定の期限までに提出することを条件に貸付対象としますので、貸付申請時は受講証明書を提出してください。

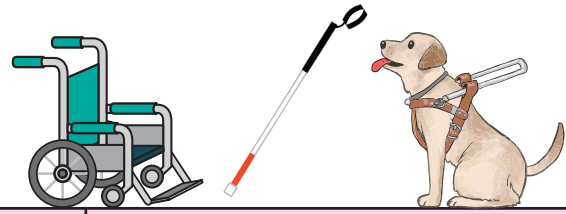
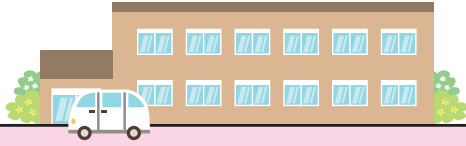
### 貸付金

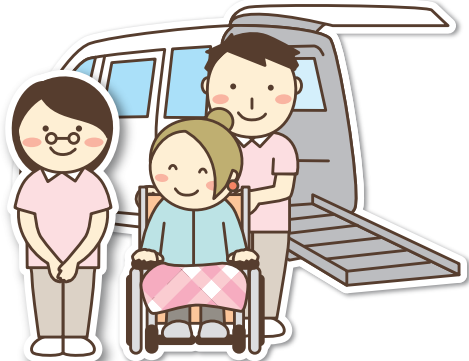
# 20万円以内

 [1回限り]

### 申請方法

- 福岡県社会福祉協議会のホームページから申請様式をダウンロードし、関係書類をそろえて、郵送で提出ください。
- 申請期限は、障がい福祉職員として就労した日から3カ月以内です（必着）。（令和3年4月から11月の間に就労した場合の申請は、令和4年2月28日まで）
- 連帯保証人（個人または法人）が1名必要です。
- 申請書受理後、審査を行います。必ず貸付が決定するものではありません。
- 詳しくは事務局ホームページで御確認ください。



対象となる事業所・施設種別	対象となる職種
障害福祉サービスを行う事業所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護</li> <li>・ 重度訪問介護</li> <li>・ 同行援護</li> <li>・ 行動援護</li> <li>・ 療養介護</li> <li>・ 生活介護</li> <li>・ 短期入所</li> <li>・ 重度障害者等包括支援</li> <li>・ 施設入所支援</li> <li>・ 自立訓練</li> <li>・ 就労移行支援</li> <li>・ 就労継続支援</li> <li>・ 就労定着支援</li> <li>・ 自立生活援助</li> <li>・ 共同生活援助</li> </ul>	主たる業務が直接支援の業務 (相談業務、施設長業務は含まない) 
市町村地域生活支援事業を行う事業所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域活動支援センター 等</li> </ul>	
都道府県地域生活支援事業を行う事業所	
障害児通所支援を行う事業所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援</li> <li>・ 医療型児童発達支援</li> <li>・ 放課後等デイサービス</li> <li>・ 保育所等訪問支援</li> <li>・ 居宅訪問型児童発達支援</li> </ul>	
障害児相談支援を行う事業所	
障害児入所支援を行う事業所	
身体障害者生活訓練事業を行う事業所	
手話通訳事業を行う事業所	
介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業を行う事業所	
身体障害者社会参加支援施設	
医療保健施設	

### 貸付金の返還等

- ・ 県内の障がい福祉サービス等を提供する事業所・施設で2年間（在職期間720日以上かつ従事した日数が360日以上）引き続き障がい福祉職員の業務に従事した場合は、返還が免除されます。
- ・ 返還が免除されるまでは、返還猶予申請をすることにより返還が猶予されます。返還猶予期間中は、現況届（在職証明書）の提出が必要です。
- ・ 貸付時から住所・氏名・従事状況等の変更があった場合は、その都度届出が必要です。
- ・ 退職した場合は、原則返還（退職した翌月から24カ月以内に完済）になります。ただし、退職した翌月に県内で障がい福祉職員の業務に再就職した場合は、この限りではありません。
- ・ 貸付決定された方には、「貸付の手引」をお渡しします。契約が終了となるまでは、諸届出が必要になりますので御確認ください。届出を行わない場合は、一括返還請求となる場合がありますので御承知おきください。

申込・問い合わせ先

## 社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ東棟2階

TEL.092-915-7055

メールアドレス kaigo-s@fuku-shakyo.jp

詳しくはこちら

福岡県社会福祉協議会

検索

QRコード

